

議 第 269 号

令和 6 年 11 月 29 日提出

熊本市下水道条例の一部改正について

熊本市下水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 1 項第 7 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 13 条第 2 項中「集金、納入通知書又は口座振替」を「納入通知書による納付、口座振替による納付又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 3 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

下水道使用料の徴収方法の変更等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。